

(当会会員限定) 月次支援金事前確認について

2021 年の 4 月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、2019 年・2020 年と比べて 2021 年の月間売上が 50% 以上減少した個人事業者等に給付される月次支援金について、予約制にて電話での「事前確認(無料)」を行います。事前確認を希望される方は、以下の内容をご参照のうえ、ご予約をお願い致します。

事前確認の対象者

- ①(一社)川崎南青色申告会に在籍し、会費を令和 3 年 9 月まで納入済みの方
- ②月次支援金事務局ホームページに記載の「STEP 0 ～STEP 2 まで確認と準備」が終了している方

月次支援金事務局ホームページは、こちら⇒ [\(月次支援金事務局\)](#)

(注 意)

- ・「休業・時短営業の要請に伴う **協力金の支給対象の事業者** (受給の有無に関わらず)」は対象外。
- ・一時支援金も含めて **一度でも事前確認を受けている場合** は、新たに事前確認を受ける必要はありませんので、マイページより申請を進めてください。
- ・ **2021 年新規開業特例を用いての申請を希望する方** は、月次支援金事務局が設置する登録確認機関のみ事前確認の対象のため、当会ではお受けできません。

2021 年新規開業特例を選択し申請する方は、こちら⇒ [\(2021 年新規開業者事前確認について\)](#)

事前確認の際に必要な書類等

- ①月次支援金事務局ホームページよりご参照をお願いします。
事前確認の際に必要な書類はこちら⇒ [\(事前確認に必要な書類\)](#)
- ②宣誓・同意書を印刷し、内容をご確認の上、自署をしてご準備ください。
フォーマットはこちら⇒ [\(宣誓・同意書\)](#)
- ③事前確認後には、「詳細資料(経産省)」を必ず全てお読みください。
詳細資料は、こちら⇒ [\(詳細資料\(経産省\)\)](#)

事前確認の方法と確認内容

事前確認は、申請者ご本人と電話にて行います。ご予約日時に 当会よりご連絡させていただきます。
また、確認内容は、事前確認マニュアルの 1 と 6 ～ 8 の項目のみ確認します。

事前確認マニュアルはこちら⇒ [\(事前確認マニュアル\)](#)

ご予約の申込方法

一般社団法人川崎南青色申告会事務局にご連絡ください。(TEL:044-211-0141 受付:平日 9:30～16:30)
ご予約の際に下記の項目を確認させていただきます。

- ①ご予約日時 ②会員氏名 ③事前確認を行う際の電話番号 ④申請 ID 発番の際に登録した電話番号
- ⑤申請 ID ⑥生年月日 ⑦申請対象月

事前確認実施期間

下表の日程にて実施いたします。

申請対象月	6 月分	7 月分	8 月分
実施期間	7 月 1 日～8 月 24 日	8 月 2 日～9 月 22 日	9 月 1 日～10 月 22 日
時間帯	午前 9:30 ～ 11:30 午後 1:00 ～ 4:00		

※時間は、20～30分程度を予定しております。土日祝日はお休みです。

※一時支援金も含めて一度でも事前確認を受けている場合は、新たに事前確認を受ける必要はありませんので、マイページより申請を進めてください。

その他

当会では、事前確認以外の対応は行っておりません。また、「給付対象に該当するかの判断」や「事前確認の完了をもって給付対象を保証」する事は出来ません。制度などのご不明な点については、中小企業庁が設置した専門の相談窓口をご利用ください。（相談窓口 TEL：0120-211-240 土日、祝日含む 8:30-19:00）

申請方法等に関しては、申請要領をご参照ください。申請要領は、こちら⇒（[申請要領](#)）

関連支援策へのリンク

①月次支援金の上乗せ制度

- ・酒類販売事業者 ⇒（[酒類販売事業者支援給付金](#)）
- ・酒類販売事業者以外の事業者 ⇒（[中小企業等支援給付金](#)）

②その他

- ・神奈川県ホームページ ⇒（[新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている事業者の皆様へ](#)）
- ・川崎市ホームページ ⇒（[新型コロナウイルス感染症総合ページ](#)）

※お問い合わせは各自治体の窓口へお願い致します。